

国有林の地域別の森林計画書

(北伊勢森林計画区)

[変更]

計画期間 { 自 令和 3年 4月 1日 }
 { 至 令和13年 3月 31日 }
 (令和4年12月23日変更)

近畿中国森林管理局

ま え が き

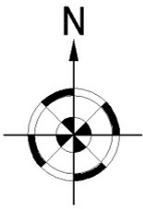
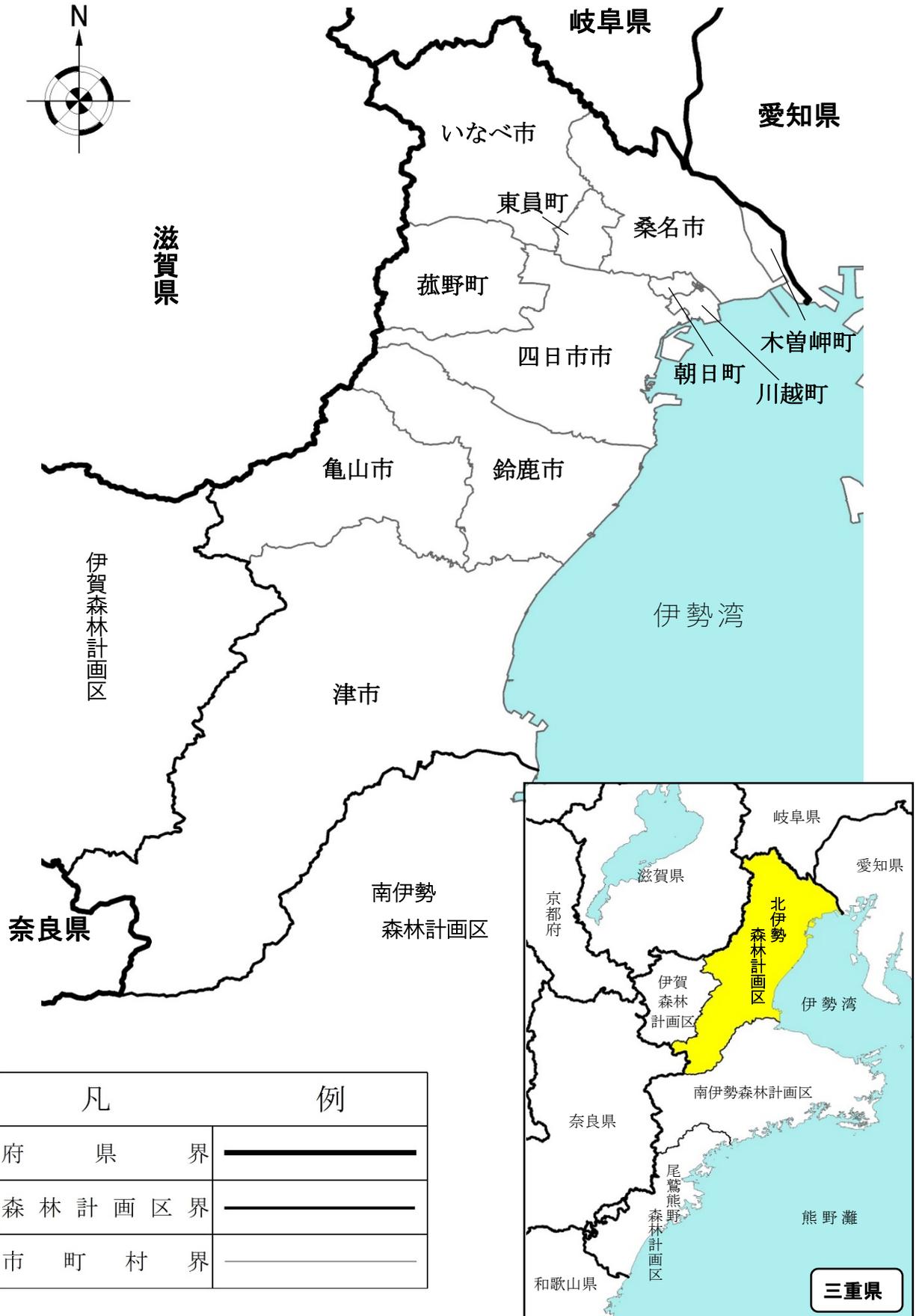
本計画は、森林法第7条の2第1項の規定により樹立した既定計画を、同条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、次のとおり変更します。

(変更理由)

適切な森林の整備・保全のため、伐採立木材積に関する計画を変更する。

この用紙は間伐材を活用しています。

北伊勢森林計画区の位置図



凡	例
府 県 界	—————
森 林 計 画 区 界	—————
市 町 村 界	—————

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

計 画 課	課 長	野 木 宏 祐
	流域管理指導官	福 本 真 也
	林地保全企画官	高 井 和 巳
	計 画 調 整 官	大 井 秀 明
	計 画 調 整 官	片 桐 亜 由 美

2 樹立に従事した期間

自 令和4年 4月 1日
至 令和4年 12月 31日

目 次

II 計画事項.....	1
第5 計画量等.....	1
1 伐採立木材積.....	1

II 計画事項

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	161	159	2	55	53	2	106	106	—
前半5カ年の計画量	(10) 71	71	—	33	33	—	37	37	—

注：1 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

2 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。